

上木場地区住民の住宅再建

上木場地区は南上木場町と北上木場町の2町内会からなり、災害前の世帯数は計99世帯であった。この上木場地区は平成3年6月3日、6月8日、9月15日の大火砕流で壊滅的な被害が発生し、また、全世帯が砂防事業の対象になった。

平成3年6月15日、上木場地区住民の避難先だった白山公民館を当時の市長が訪れ、住民との話し合いがもたれた。住民が直接「集団移転」という言葉を聞いたのは、この席上だったとされる。この「集団移転」とは、昭和42年に制定された「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置などに関する法律」に基づく「防災集団移転促進事業」である。

7月8日、上木場地区の住民組織として「上木場復興実行委員会」が発足した。7月18日、白山公民館で上木場地区の住民、長崎県、島原市の三者が集まって集団移転に関する第一回協議会が開催された。その席上で、上木場復興実行委員会は、「現段階では集団移転の意思は固まっていない」ことを表明した。さらに翌7月19日、上木場地区の住民85人が陸上自衛隊の大型ヘリコプターで上空からの視察を終えた後、協議の結果「集団移転は見合わせ」を決めた。その主な理由は、火山灰の中に点々と緑の草が見えるなど、上空から見た状況が「壊滅状態だ」と思っていた住民たちの認識を大きく覆すものだったためである。

一方で、この頃から上木場地区の住民たちの間では、集団移転に関する勉強会が始められていた。また、火山災害による被災地の先進事例について、平成3年9月1～2日の桜島視察、10月27～29日の三宅島視察を実施、これによって住民たちは「集団移転とは何か」をようやく理解できたとされる。

この後、上木場地区の中では、平成4年頃までは新集落の形成に強い希望を示していた。しかし、平成4年の末に示された買収基準価格と住宅団地の分譲価格の発表後には、最終的には各自の判断により新たな住宅再建先を決定することになった。安中地区の中に造成された仁田団地に30世帯、船泊団地に15世帯が住宅を再建している。